

お客さま各位

稚内信用金庫

## でんさいサービス利用規定の一部改正について

平素より格別のご愛顧を賜り、篤くお礼申し上げます。  
当金庫では、下記のとおりでんさいサービス利用規定を一部改正しますので、お知らせ致します。

## 記

## 1. 改正理由

現在のでんさいサービスの債務者利用資格は、当座勘定預金取引に限定していますが、今後は普通預金取引も対象に加えるため

## 2. 改正箇所

(改正後)	(改正前)
第1条 (省略)	第1条 (省略)
第2条 (利用資格) (省略)	第2条 (利用資格) (省略)
1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること (削除) 二 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと	1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること 二 当金庫との当座勘定預金取引があること 三 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
2. (省略)	2. (省略)
第3条～第14条 (省略)	第3条～第14条 (省略)
第15条 (決済口座)	第15条 (決済口座)
1. (省略)	1. (省略)
2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。	2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、 <u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u>
3. ～5. (省略)	3. ～5. (省略)
第16条～第36条 (省略)	第16条～第36条 (省略)
以上	以上
2024年11月1日	平成25年2月18日

## 3. 改正日

2024年11月1日

以上